



2021年3月10日

## 海外のカーボンプライシングの最新動向と我が国への示唆

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 主任研究員 矢口 満

昨年10月の菅総理大臣の所信表明演説でカーボンニュートラル（CO<sub>2</sub>排出の実質ゼロ化）の2050年達成が打ち出されたことから、我が国においてカーボンプライシングがにわかに脚光を浴び始めた。従来、カーボンプライシング導入に関する我が国の議論は、海外と比べて「周回遅れ」と形容されていた。しかし、本年に入り、環境省「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」と経済産業省「世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」という二つの会議体が立ち上がり、精力的に議論が進められている。

そもそもカーボンプライシングとは、炭素に価格を付けることで、CO<sub>2</sub>排出に伴う外部不経済を内部化することである。その手法には数種類あるが、代表的なのは「炭素税」と「排出量取引」だ。それぞれに特徴があり<sup>1</sup>、どちらを用いるべきかについては、経済学者の間でも意見が分かれる。現実には排出量取引の導入国の方が多い<sup>2</sup>。

カーボンプライシング、特に炭素税・排出権取引における世界的な課題は、各国の炭素価格がパリ協定の目標達成に必要とみられる水準（2020年までに40～80ドル/tCO<sub>2</sub>、2030年までに50～100ドル/tCO<sub>2</sub>）に達していないことである。我が国の「地球温暖化のための税」も一種の炭素税とみなせるが、その炭素価格は約3ドル/tCO<sub>2</sub>と、他国よりも一段と低い。また、OECDによれば、我が国における炭素税にエネルギー税も加えた実効炭素価格は30ユーロ/tCO<sub>2</sub>と、米国や中国は上回るものの、欧州諸国の50～100ユーロ/tCO<sub>2</sub>は下回っている<sup>3</sup>。

カーボンプライシングには課題もある。主に、①炭素リーケージ（企業の海外逃避）、②イノベーションへの影響、③逆進性という3つだ。もっとも、これらの課題は、排出

<sup>1</sup> 炭素税は、税率の設定で事業者の支払うコストが一意に定まるため、将来のビジネスに対する予見可能性が高い。他方、排出量取引は、市場の価格調整メカニズムによって排出権価格が決まり、その過程で理論上、効率的に排出権が再配分される。また、CO<sub>2</sub>排出量は適用部門毎に定めるキャップ内に収まるため、国全体の排出削減目標の達成が確実である。

<sup>2</sup> 2019年4月時点で、カーボンプライシングを導入した（または導入を決定した）国は46カ国あったが、そのうち、炭素税のみは8カ国、排出量取引のみは21カ国であった（世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2019」p.13）。

<sup>3</sup> OECDによれば、我が国の全部門ベースの実効炭素価格（排出量取引、炭素税、エネルギー税の合計）は2018年7月時点で30ユーロ/tCO<sub>2</sub>（約35ドル/tCO<sub>2</sub>）であり、米国（14ユーロ/tCO<sub>2</sub>）や中国（6ユーロ/tCO<sub>2</sub>）は上回るが、50～100ユーロ/tCO<sub>2</sub>の欧州諸国は下回っていた（環境省「炭素税について」カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第13回）資料2、2021年3月2日、p.42）。

権の無償割当や炭素税の減免、研究開発減税、所得減税、社会保険料の減免、といった財政措置で対応可能である。事実、カーボンプライシングを導入した海外各国では、そうした財政措置で影響の緩和を図っている。こうしたなか、我が国における議論は今後、カーボンプライシングの導入を前提として、同時に施行する財政措置の具体的な設計（炭素税や排出権有償割当による歳入をいかに還元するか、必要に応じて一般財源も用いるか）に焦点が移るのではないかと思われる。

振り返ると、海外におけるカーボンプライシング導入・強化に向けた動きは、2018年頃に一部の国・地域で弱まることもあったが、その後は足元にかけて再加速してきた。この特徴として注目されるのが、①導入国の拡大、②導入国・地域での適用部門の拡大、③導入国・地域間での国際リンク、という3点である。

①に関しては、中国と米国の動向に注視すべきである。中国では本年2月、国レベルの排出量取引を電力部門にて開始した。これは2025年までに8部門（電力、石油化学、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空）まで拡大される予定である。電力部門のみでも既に世界最大級の取引規模であり、8部門まで拡大されると他国・地域の追随を許さない規模となろう。他方、米国では、本年1月に発足したバイデン新政権が国境炭素調整措置の導入を公約している。これは、国内事業者が炭素コストを負担させる何らかの措置の導入を前提とした議論なので、国レベルでは未導入である炭素税や排出量取引に関する議論が、今後急浮上する可能性が考えられる。

②に関しては、既存の制度の適用部門を増やすケースと、既存制度を補完する新制度を導入するケースとがある。前者の典型例は欧州連合（EU）の排出量取引制度（EU-ETS）であり、適用部門の拡大に向けた法案が本年6月にも公表される予定である。また、後者の典型例はドイツであり、EU-ETSの非適用部門をカバーするため、本年1月より独自の排出量取引制度を導入した。

③に関しては、具体例として、排出量取引制度の国際リンク（双方向型）が挙げられる。これは、2つの国・地域が互いに制度を承認し合い、規制対象事業者が相手国・地域で得た排出枠を相互に排出削減目標達成のために活用できる、という仕組みである。ここでも存在感が大きいのはEUであり、スイスの排出量取引が2020年1月からEU-ETSとリンクし、英国も目下その検討を行っている。実はオーストラリアも2012年にEU-ETSとのリンク計画を公表したことがあった<sup>4</sup>。

以上のように、中国が排出量取引で世界最大の国となり、米国がカーボンプライシングに対する姿勢を前向きに転換し、EUが既存制度の深化や国際リンクで抜群の存在感を示す、というのが足元の海外情勢である。我が国はこうしたなかで自らの立ち位置を決めるべき時期に来ているのである。

以 上

<sup>4</sup> 2013年の政権交代に伴い、排出量取引制度自体が廃止になり、国際リンクは実現しなかった。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。